

海外インターンシップ（シンガポール・JTJB 法律事務所）を終えて

2010年度生法学既修者

1 まず、シンガポールに来て驚いたことは、人種・宗教・文化の異なる人達が調和して暮らし、色々な言語が飛び交う熱気あふれる都市であったことである。立ち並ぶショッピングセンターや人々の消費意欲の強さは、経済的な繁栄を象徴していた。

これから後、中国及び東南アジアが世界経済の中心になることは疑いようがない。英語を公用語とし、中国語を日常語とするこの国は、世界経済を吸い寄せるハブとしての役割を発揮し、ますますの経済的繁栄を享受するであろう。

そこで私は、この国における日本の法律家の活躍の可能性を感じた。なぜなら、この国の経済的発展は国際的取引をさらに増加させ、日本も同アジアの経済大国として、人・物の移動に始まり、多方面で関わりを深めていくことが必然であると考えられるからである。

また、言葉の問題さえクリアできれば、コモンローの国で法学部を卒業することによって（国及び大学による限定はあるが）、外国人でもシンガポールで弁護士登録・活動を行える可能性があるときいた。

実際、JTJBでも、インドの弁護士資格を持つインド人が **registered foreign lawyer** として働き、その他外国人スタッフも活躍しており、ワールドワイドな人材の受け入れを垣間見ることができた。

2 2週間のインターンシップの中で、コモンローの国の司法制度の違いに困惑し、英語の法律用語は、英和辞書を引いてもなかなか理解できず苦労した。

しかしながら、ただただ大変なばかりではなく、法律家の仕事の国境を超えた普遍性を実感し、自分の新たな可能性を見出すことも出来た。

というのも、国内エクスターンシップで訴状・答弁書・再答弁書等の訴訟資料を読み込むことを何度か経験させてもらったが、JTJBにおいても、**ARBITRATION** の **PLEADING** を読む機会を与えられた。要件事実の区別は判然としなかったが、主張に対して一つ一つ反論する形式は国内エクスターンシップで目を通したものと共通であった。英語の法律用語が理解でき、**cargo shipping** の基礎知識があれば、理解の難しい文章ではないと感じた。

つまり、事実を吟味して、法や判例を解釈し、自己に有利な主張を構築していく過程はシビルローでもコモンローでも変わりなく、法科大学院で日々判例を読み、何が最も争いとなっているか、それに対する主張・反論という訓練がそのまま生かせると思った。国境を越えて、法律家として活動するにしても、今法科大学院で培っているリーガルマインドは法律家には必要不可欠な素養だということを実感したのである。

3 また、日本企業で数名の従業員の方の前で、国際租税の最高裁判例について説明をする機会をもらえた。

当該判例については参照できる文献がほとんどなかった。そのうえ事案が複雑であったため、自分で原文を読んで判例の云わんとすることを把握するのに丸一日を要した。判例を調べて、解釈・援用することなど、実務家であれば当然繰り返す作業だと思うのだが、学者の先生の判例評釈を読んで理解することしか経験のなかった私には、本当に骨の折れる仕事だった。

しかし、逆に、そのことによって、法律家の予備軍としての自分の技量の未熟さを知ることができた。

さらに、クライアントの法律知識の幅・理解の能力を押し量って、相手方の理解を確かめながら、話を進めることが大切であったのに、自分の一方的な理解の押し付けのようなプレゼンテーションになってしまったことを深く反省した。未知の判例を解釈することの難しさだけでなく、プレゼンテーションを通して、自分の理解した解釈を説明することの難しさ、相手方に理解してもらうことの難しさを実感することが出来た。

正直なところ、初め、シンガポールまで来て、何故日本語で、そのような説明をさせようとするのかが分からなかった。

しかし、後に気がついたのは、前述のようなスキルが、法律家として最も大切なことであり、そのことを疑似体験させて、弁護士という仕事の本質を学ばせようという親心だったのだと感謝した。

4 またさらに、私が感銘を受けたのは、インターンシップで知り合えた弁護士の方々がおっしゃったことが、国内エクスターンシップの時の先生に言われたことと同じことだったということである。

というのは、顧客の信頼を失わないよう、入念にリサーチし、日々の鍛錬を怠らず、仕事に取り組むことが必要であり、相当の責任感を持って望まねばならないということ、口をそろえておっしゃった。

ここでも、法律家という仕事の普遍性を教えられ、法律家としての真摯な姿勢に頭が下がる思いだった。

5 新司法試験を一年後に控え、二週間もの間勉強から離れることへの不安は大きかった。しかし、二週間で得たものはその不安以上に大きかった。二週間で、見知らぬ環境・人々の中で、不自由な英語を駆使しながらのインターンシップは、おのずと自分と向き合い、様々なことを日々考えさせられた。

帰国して、少し平静を取り戻した今思うのは、同志社大学法科大学院に入学して、一番有意義な時間であったかもしれないということである。なぜなら、法曹という職業の活動の幅の広さ・奥の深さ・将来性また逆にその難しさを知り、さらに言えば、海外で働くという選択肢を得たことによって、勉学への意欲を新たにしたからである。

この日々・経験は、実務に就いたときだけではなく、必ずやこの先一年の苦しい受験勉強において、私を支え、鼓舞してくれると信じている。

最後になりますが、今回の海外インターンシップにあたりまして、細やかなお気遣いをいただいた高橋先生を始め、JTJBのスタッフの皆様や事務室の方々にお礼を申し上げたいと思います。貴重な体験をし、何事もなくインターンシップを終えることが出来たのは、皆様のお陰と心より感謝しております。本当にありがとうございました。

以上

海外インターンシップ（シンガポール・JTJB 法律事務所）を終えて

山村 真登（2009年度生法学未修者）

1. はじめに

私は外国法科目として海外インターンシップを選択し、シンガポールを研修地として選んだ。2月の20日から3月の5日までの2週間の間シンガポールの法律事務所でインターンとして働いた。言葉も法体系も異なるシンガポールで非常に貴重かつ濃密な体験をさせていただいた。受け入れてくれたJTJBのみなさん、そしてそれに尽力してくださった高橋先生に感謝し、研修報告を記したいと思う。

2. 研修事務所について

私がインターンシップをさせていただいたのは、シンガポールのJTJBという法律事務所である。この法律事務所は、アジア最大級のハブ港を擁するシンガポールらしく主に maritime law（海事法）に特化した事務所であり、具体的には charter parties（用船契約）、bills of lading（船荷証券）等の案件が多い。用船契約については arbitration clause（仲裁合意条項）が用いられることも多いことから、それに伴い litigation（訴訟）ではなく ADR の一種である arbitration（仲裁）を扱う案件も多いとのことである。渉外的要素を多く含む用船契約やその中の仲裁合意条項は、私が履修する国際私法でまさに習ったことであり、実務においてどのように仲裁合意条項が利用されているのかわかり、非常に興味深かった。

事務所自体もアジア屈指のビジネス地区の中心に位置する高層ビルの35階にあり、国際的なビジネスの世界の雰囲気を感じることが出来た。事務所に在籍する弁護士の数も20名程度で、スタッフも含めればかなりの大所帯であるが、弁護士であるかどうかを問わずフランクにコミュニケーションが行われていたことが印象深かった。

3. 研修内容について

JTJBでの2週間の間様々な体験をする機会を与えてもらった。事務所のパートナーに最高裁判所や家庭裁判所に連れて行ってもらい、シンガポールの法廷やその手続きに生に触れることができた。特に興味深かったのは刑事訴訟である。車のパーツを窃盗し海外に輸出した罪に問われていた共同被告人の弁護に立ち会った。弁護士の方の厚意で傍聴席ではなく、弁護士席に座らせてもらうことが出来た。出席した期日は判決の言い渡しであり、それ自体に時間はかからなかったが、判決のあとに弁護士の方が被告人の家族に細かく丁寧に説明していたのが印象深い。その方はコミュニケーション能力こそ弁護士に最も必要なスキルだと教えてくださった。家族が有罪判決を受け心配そうな家族の顔を見れば、それが重要なことは一目瞭然であった。日本においても、これほど近い位置で刑事事件を体験したことはなかったので良い体験であったとともに、刑事弁護の重さを改めて認識した。

裁判所に出廷する以外の時間は主にオフィス内で過ごした。インターンにはパソコンと内線電話付きのデスクが与えられ、弁護士の方から与えられた課題をこなす。事件に関する資料を渡され、検討が終わればパートナーとの

意見交換の機会を与えられる。法律文書は専門用語が多く、法体系を理解していないと理解が困難な面があるので、法律文書を読むのには苦勞した。個人的におもしろいと感じたのは、ロンドンで行われた仲裁をマレーシアで承認、執行しようとしたが、対立当事者がそもそも仲裁合意が無効であると争った事件である。クアラルンプールを初めとした国際都市に事務所やアソシエイトを擁する JTJB ならではの案件であり、理解する上でロースクールの国際私法で習ったことをある程度実際に生かすことができたと思う。

また、JTJB の弁護士の方は船主業を営む日本企業に出向し、charter parties (用船契約) の内容についての法的アドバイスをする。先方からの要望で日本の法律についてのプレゼンテーションをすることになった。トピックは自分で決めることができるといわれたが、せっかくの機会なので、当該企業に関係のある国際私法と船舶先取特権 (Conflict of laws and maritime lien) とすることとした。プレゼンテーション自体は 10 分ほどであったが、当該企業は先取特権によって船舶を差し押さえられ、損失を被った経験があることから、非常に熱心にプレゼンテーションを聞かれ、質疑応答は 40 分ほど続いた。弁護士の方には聞けないような基本的な法律の知識を知る機会になって非常に生産的であったと言われたときは素直に嬉しかったし、改めて弁護士になろうと強く思うきっかけになった。

4. 最後に

シンガポールでのインターンを通じて、国際都市における涉外法律事務所の雰囲気を感じることができた。もちろん 2 週間のみ滞在であるから、シンガポール法やコモンローに対する理解が格段に高まったわけではない。しかし、将来において、JTJB が扱うような海上法を扱ってみたいという意欲がわいたことは大きな収穫だと思っている。また、比較的自信のあった英語に関しても自分の至らなさを実感し、まだまだ勉強が足りないとも感じた。しかし、JTJB のみなさんはこちらが頑張っただけで喋れば理解しようとする懐の深さを持っていたし、何よりも、国際的な弁護士に必要なものは英語力そのものというよりも、積極的に伝えようとする姿勢だということを感じた。ロースクールのうちにこれを体感しておくことは、将来の方向性を定める上で非常に有益になったと思う。